

- 当該ETFは、「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均(NYダウ)」に連動する投資成果を目指す投資信託証券に投資を行なうことにより、円換算したNYダウに連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託(内国ETF)です。
- 「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均(NYダウ)」は、米国の有力企業30銘柄で構成された代表的な株価指数で、ダウ・ジョーンズ社が算出しています。

基礎情報

平成21年11月現在

銘柄名	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信
銘柄コード	1679(新証券コードJP3047110006)
特定の指標	ダウ・ジョーンズ工業株30種平均
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所:なし)
上場日	平成21年12月10日
売買単位	10口
信託報酬	年0.6075%(税抜年0.60%)程度
計算期間	毎年12月7日から翌年12月6日まで ※ただし、第1計算期間は平成21年12月7日から平成22年12月6日までとします。
分配金支払基準日	12月6日
管理会社	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
信託受託者	中央三井アセット信託銀行株式会社

(注) 信託報酬のほか、組入有価証券または商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、組入有価証券の決済・保管費用、受益者原簿管理に係る費用、ファンド監査費用、有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および仮目論見書の作成、印刷および提出または交付に係る費用、「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」その他これに類する標準の使用料等は、信託財産中から支弁され、当該ETF保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。

連動対象指標について

- ※Dow Jones Industrial Average (「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」)
- Dow Jones Industrial Average(以下「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」という)は、米国の株式市場を左右する業界における有力企業30銘柄で構成された代表的な株価指数です。いわゆる伝統的な「工業株」に限定されるものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均は米国市場全体を計る基準として使われ、金融界、技術産業、小売業、娯楽産業、消費財市場と様々な業種からなります。その結果、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均のパフォーマンスは何百、何千という構成銘柄からなる、より複雑な指数のパフォーマンスと高い相関関係にあります。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均は株価指数を開始した当初の計算方法とほとんど同じ方法で現在も計算されています。それは、主要取引所における構成銘柄の株価を単純に加算した合計値を現在の除数で割るという方法です。ダウ工業株30種平均は100年以上の歴史をもつ唯一の代表的な市場指数です。構成銘柄の変更は稀ですが、通常、ダウ・ジョーンズ工業株30種平均を構成する企業が大規模な変遷を遂げるときなどに見直しがあります。例えば、本業の変更、他企業による買収、倒産、などの場合です。構成銘柄見直しの頻度やその時期に関しては決まっておりません。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の主要な編集陣が彼らの裁量で必要と考えたときに銘柄入れ替えが行われます。

- 構成銘柄の選定はその彼ら個々の判断によりますが、他の主要編集陣が相談にのることもあります。構成銘柄の選定要素としては、必ず米国の企業であり、業界における牽引役であること、そして投資家に広く支持され、長期間に亘って持続的成長を遂げていることです。

・※「Dow Jones」および「Dow Jones Industrial AverageSM」（「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均」）はDow Jones & Company, Inc.の登録商標で、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社による一定の目的のための利用が許諾されています。「Dow Jones Industrial Average」を参照するシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の「Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信」（以下「当ファンド」といいます。）は、Dow Jonesにより支援、奨励、販売、販売促進されておらず、Dow Jonesは当ファンドへの投資が望ましいかどうかについて表明はしていません。

・※ディスクレイマー

・「当ファンド」は、Dow Jonesにより支援、奨励、販売、販売促進されておりません。Dow Jonesは「当ファンド」の保有者もしくは公衆に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、当ファンドへの投資が望ましいかどうかについていかなる表明または保証を行いません。Dow Jonesと認可所有者との間の関係は唯一、Dow Jones および「Dow Jones Industrial Average」の一定の商標、商号の使用を許諾することのみであり、Dow Jonesおよび「Dow Jones Industrial Average」は、「認可所有者」または「当ファンド」と関わりなくDow Jonesが決定、構成、算出するものです。Dow Jonesは「Dow Jones Industrial Average」の決定、構成または算出に関し、「認可所有者」または「当ファンド」の保有者の要求を考慮する義務を負いません。Dow Jonesは、「当ファンド」の上場に関しその時期、価額もしくはその数量の決定について、または「当ファンド」を換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負わず、また関与していません。Dow Jonesは「当ファンド」の管理や市場調査や取引に関する義務または責任を負いません。

・Dow Jonesは「Dow Jones Industrial Average」またはそれに含まれるデータの正確性および／または完全性を保証しておらず、またDow Jonesは、「Dow Jones Industrial Average」に関する誤り、不作為または中止について責任を負いません。Dow Jonesは「Dow Jones Industrial Average」またはそれに含まれるデータの利用により、「認可所有者」、「当ファンド」の保有者またはその他いかなる人もしくは組織に生じた結果について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行いません。Dow Jonesは、明示的または黙示的でない保証も行わず、かつ「Dow Jones Industrial Average」またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow Jonesは、例えその可能性につき通知されていたとしても、いかなる喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは重大な損害（喪失利益を含む）についても責任を負いません。Dow Jonesおよびシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社との間の契約または取決めにより、第三者で利益を得る者はおりません

対象指標(NYダウ)の構成銘柄

銘柄	構成比率(%)	銘柄	構成比率(%)
IBM	9.2	アメリカン・エクスプレス	2.7
シェブロン	5.9	イー・アイ・デュポン・ドウ・ヌムール	2.5
3M	5.8	メルク	2.5
エクソンモービル	5.7	ベライゾン・コミュニケーションズ	2.2
ユナイテッド・テクノロジーズ	4.9	マイクロソフト	2.2
ジョンソン・エンド・ジョンソン	4.6	ウォルト・ディズニー	2.2
マクドナルド	4.5	クラフト・フーズ	2.0
P&G	4.4	ホームデポ	2.0
キャタピラー	4.3	AT&T	2.0
コカコーラ	4.1	シスコシステムズ	1.8
トラベラーズ・カンパニー	3.9	インテル	1.5
ウォルマート・ストアーズ	3.8	ファイザー	1.3
ボーイング	3.7	バンク・オブ・アメリカ	1.2
ヒューレット・パッカード	3.6	ゼネラル・エレクトリック	1.1
J. P. モルガン・チェース・アンド・カンパニー	3.4	アルコア	1.0

※平成21年10月30日現在
© DOW JONES & COMPANY, INC.

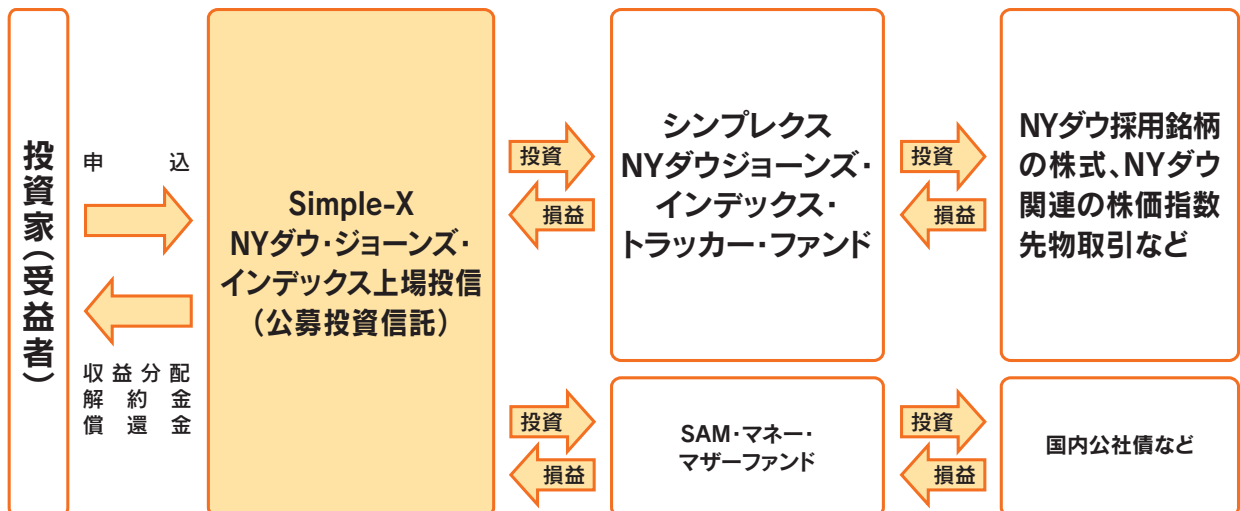
対象指数の推移

昭和55年(1980年)1月初から平成21年(2009年)10月末まで



ファンド・オブ・ファンズについて

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 NYダウETFの公式ホームページ

ファンドを運用するシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社のホームページです。

▼**ファンドの情報(目論見書、概要、基準価額、純資産総額等)**

<http://www.simplexasset.com/>

Dow Jones ホームページ

▼**インデックスの指数値や紹介等**

<http://www.djindexes.com/>

東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼**ETFの市場価格**

「東証上場ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/esquare.html#list>

(注)検索される場合には、一覧表のETFの証券コード「1679」をクリックしてください。

▼**ETFの基準価額、基準価額と指数との乖離率、純資産総額等**

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

(注)検索される場合には、シンプレクス・アセット・マネジメントの管理会社コード「16714」で検索してください。

Bloomberg 公式ホームページ

金融情報ベンダーであるBloombergのホームページで以下の情報をご覧いただくことができます。

▼**NYダウ指数の値(米ドル建て)**

<http://www.bloomberg.co.jp/apps/quote?T=jp09/quote.wm&ticker=INDU%3AIND>

Bloombergにおけるティッカーコードは「INDU:IND」です。

▼**対円為替レート一覧(「USD-JPY」欄参照)**

http://www.bloomberg.co.jp/markets/currencies/americas_currencies.html

ETFとは?

- ETFは日本語では上場投資信託といいます。「**Exchange Traded Fund**」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標(※)」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。
※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

特徴1 連動を目指す特定の指標の対象に広く分散投資していることになります。

- ▶リスク分散の効果があります。

特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。
その他については、「投資リスク」の欄や目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書等でご確認ください。
- ①元本保証はされていません。
- ②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。
- ③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

投資判断を行う前に、以下のリスクを慎重に検討しなければなりません。

- 当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に株式の株価や為替相場の変動等の影響を受けるため、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- 当ファンドは、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、市場の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、基準価額が下落することがあります。

④ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

⑤ 税制リスク

当ファンドが投資する外国投資信託はケイマン籍であり、ケイマン籍のファンドは、対象指標を構成する米国の株式または対象指標に関連する株価指数先物取引に投資を行ないません。したがって、米国やケイマン諸島における課税については、今後変更となる場合があります。

⑥ カントリー・リスク

投資対象国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑦ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

<対象指標と基準価額の乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させるよう運用することをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを約束できるものではありません。

- 資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- 対象指標の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料などの費用を負担すること。
- 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- 先物取引を利用した場合、先物取引と対象指標との間に価格差があること。
- 当ファンドの当初発行価格は、当初自己設定の前々営業日（平成21年12月3日）における対象指標の終値に当初自己設定の前営業日（平成21年12月4日）における対顧客相場の仲値を乗じて得た額を100で除した額（小数点以下は切り上げます）となります。一方、当ファンドがケイマン籍米ドル建外国投資信託「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の投資を行なうのは、設定日（平成21年12月7日）以降となるため、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうのは平成21年12月8日以降となります。当初発行価格の決定からシンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドが対象指標に採用されている銘柄の株式等に投資を行なうまでの間、当ファンドは対象指標の変動と一致した推移とはなりません。

<その他の留意点>

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情により投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。
- ② 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。
- ③ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び投資信託証券の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格で行ないません。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価します。
- ④ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

<個人受益者の場合>

① 受益権の売却時

- a. 受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。
- b. ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対する税率は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

※差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。

② 収益分配金の受取り時

- a. 分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）

③ 解約金の受取り時

- a. 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）
- b. ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対する税率は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

※解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

<法人受益者の場合>

① 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

② 解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

③ 収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）となります。収益分配金は益金不算入の対象となりません。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標及び外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格又は基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われる際には、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、平成21年11月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product_01@tse.or.jp